

平成29年度

第1回小金井市介護保険運営協議会
(全体会)

第6回小金井市介護保険運営協議会
(計画策定に関する専門委員会)

合同会議録

と き 平成29年11月2日(木)

ところ 小金井市商工会館 3階 萌え木ホール

平成29年度第1回小金井市介護保険運営協議会（全体会）

平成29年度第6回小金井市介護保険運営協議会（計画策定に関する専門委員会）

日 時 平成29年11月2日（木）

場 所 小金井市商工会館 3階 萌え木ホール

出席者 <委員>

市川 一 宏	平 野 武	高 橋 信 子
鈴木 隆	伊 藤 祐 彦	佐々木 智 子
内 藤 富美子	山 極 愛 郎	齋 藤 寛 和
大 西 義 雄	亘 理 千鶴子	清 水 洋
酒 井 利 高		

<保険者>

福 祉 保 健 部 長	佐久間 育 子
介 護 福 祉 課 長	高 橋 正 恵
高 齢 福 祉 担 当 課 長	鈴 木 茂 哉
介 護 保 険 係 長	宮 奈 勝 昭
認 定 係 長	中 元 孝 一
高 齢 福 祉 係 長	佐 藤 恵 子
包 括 支 援 係 主 任	野 村 哲 也

<コンサルタント>

生 活 構 造 研 究 所

欠席者 <委員>

宮 地 尚 子	新 井 信 基	森 田 和 道
井 上 雅 夫	玉 川 弘 美	村 上 邦 仁 子
橋 詰 雅 志		

傍聴者 2名

議 題

- (1) 平成28年度介護保険特別会計決算について（報告）
- (2) 第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案)について(協議)
- (3) その他 ①スケジュールについて（報告）

開 会 午後2時00分

(介護保険係長) 4点ほど事務連絡をさせていただきます。

まず、1点目でございます。欠席委員の関係でございます。本日、宮地委員、新井委員、森田委員、玉川委員、井上委員、村上委員からご欠席の連絡をいただいております。報告させていただきます。

2点目でございます。会議録の作成の関係でございます。ICレコーダーの録音方式になっておりますので、ご面倒をおかけしますけれども、ご自身のお名前を先におっしゃってからご発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

3点目でございます。今回の会議につきましては、全体会と計画策定に関する専門委員会の合同委員会ということでさせていただきます。ご了承ください。

続きまして、4点目でございます。今年度第1回目の全体会の開催となりますので、今年度の当協議会の委員の変更について、2名の委員が交代となっておりますので、ご報告させていただきます。今回、あいにくお二人、お見えになっていないところでございますけれども、まず、医療分野より、三村委員にかわりまして橋詰雅志委員でございます。続きまして保健分野より、飯嶋委員にかわりまして村上邦仁子委員でございます。

介護保険運営協議会規則に基づきまして、任期につきましては、前委員の残任期間となりまして、平成30年9月30日までとなります。

以上でございます。

それでは、市川会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さん、こんにちは。どうもお忙しい中、きょうはありがとうございます。今、一斉にそれぞれの自治体の計画がまとめに入っておりますので、小金井も頑張ってきておりますので、きょうは、皆様方のご意見をお聞きしながら、素案としてのまとまりをつけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、ただいまより平成29年度第1回小金井市介護保険運営協議会の全体会並びに第6回計画策定に関する専門委員会を開催します。

では、最初に、事務局より資料の確認をお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

本日の資料は、次第に記載のとおり、事前に郵送させていただきました資料1から資料3の3点になります。また、本日、皆様の机の上に差しかえの書類を1点、配付させていただいております。こちらにつきましては、資料2-2の計画素案の29ページの他自治体との比較についてでございます。再度分析しましたところ、小金井市は在宅サービス、それから、施設居住系サービスともに第1号被保険者1人あたりの給付月額が少ないという結果でございましたので、現状として報告させていただきます。

資料の配付につきましては、以上でございます。

(会長) 次に、議題に入る前に、前回の会議録の確定をさせたいと思います。まず、平成28年度第3回の全体会について、既に送付されていると思いますけれども、会議録について、修正は特段なかったというようですが、この場で意見があればおっしゃっていただき、なければ事前に送付されたとおりに確定したいと思いますが、いかがでしょうか。ご意見ありませんか。

では、確定ということにさせていただきます。

続いて、平成29年度第4回、第5回の計画策定に関する専門委員会について、事前の修正は特段なかったということですが、この内容について確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

なければ、確定させていただきます。

それでは、次第に沿って進めてまいります。議題1、平成28年度介護保険特別会計決算についてを議題とします。

事務局、よろしくお願ひします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。資料1についてご説明いたします。

平成28年度介護保険特別会計につきましては、第6期介護保険事業計画において、3年間の計画期間中の2年目に当たる年度となります。まず概要でございますが、歳入決算額73億4,695万6,000円、前年度対比4.3%の増、歳出決算額72億2,603万4,000円、前年度対比3.1%の増となっています。平成28年度の第1号被保険者数については2万5,275人、要介護・要支援認定者数は5,086人でございます。平成27年度末より、第1号被保険者は481人の増加、要介護・要支援認定者は132人の増加となりました。

歳入の特徴的な点についてご説明いたします。1枚お開きください。決算比較表、歳入です。平成28年度は、単年度の保険財政収支は赤字となり、そ

の不足分を介護給付費準備基金の取り崩しで賄うこととして予算を編成しておりましたが、不足分が生じることなく、基金繰入金はなかったという結果となりました。計画よりも高齢者人口が伸びなかったこと、それに伴い給付費も計画を下回っていること、また、計画策定時に見込んだ保険料段階の構成人数割合について、見込みよりも高い段階の方、つまり、所得の高い方が多かったという結果があったものと考えております。

次に、歳出でございます。次のページをお開きください。決算比較表、歳出です。平成28年10月から、予防給付のうち、訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行し、新しい介護予防日常生活支援総合事業として、認定を受けていない方も対象に含めた介護予防や健康づくりのための事業として行うこととされました。平成28年度には、前半に旧制度、後半に新制度に対応した予算を編成しました。さらにサブスタッフ養成事業などの新規事業も立ち上げており、地域支援事業について、前年度対比3%の増となりました。決算の特徴について、ご説明いたしました。

説明については以上でございます。

(会長) それでは、このことについてご質問、ご意見あるでしょうか。どうぞ。

(齋藤委員) 齋藤ですけど、支出のほうで2の①介護サービス費の居宅サービス費、それから、介護予防のほうでも居宅サービスがともにマイナスになっていますが、これは居宅サービスを受ける方が減ってしまったということなのでしょうか。それとも施設が増えるということでしょうか。ちょっと私の理解が違っているのかもしれないですが。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。居宅サービス費については、どちらもデイサービスが主ですけれども、小規模な通所介護施設というのは地域密着型サービス費というほうに事業が移ったために、振りかえのような形になっております。

(齋藤委員) すいません。失念してしまいました。ありがとうございました。

(会長) ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に進みまして、議題2、第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案)について、議題とします。

では、事務局、お願いします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案)について、ご説明いたします。本日お示ししている素案については、今年度に入り5回の計画策定に関する専門委員会を開催し、その間、各委員の皆様からのご意見、ご議論等の結果を踏まえ計画書の素案としてまとめております。本日のご協議を経て再度調整の上、計画案としてまとめた上で公表し、市民の方から意見を募集する予定です。

まず、資料2-1、構成(案)をご覧ください。こちらは第7期事業計画の構成について、第6期計画時の構成と比較したものになります。第6期事業計画からの継続性を図りつつ、項目を整理、統合してまとめています。なお、第5章の介護保険事業の推進については、国から示されています第7期介護保険事業計画のガイドラインである基本指針を踏まえ、自立支援・介護予防・重度化防止にかかる取り組みと目標設定、給付適正化を新たに項目として掲げています。

資料2-2について、引き続きご説明申し上げます。資料2-2をご覧ください。先ほどの資料2-1の構成(案)に基づき事業計画の素案としてまとめております。1枚お開きいただき、目次をご覧ください。第1章の計画策定の背景と目的から裏面の第6章の計画の推進まで、6章の構成になっています。

それでは、順にご説明いたします。第1章、計画策定の背景と目的については、1ページから3ページまで掲載しています。高齢者をめぐる環境が大きく変化する中、国や都の動向として、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現、「介護離職ゼロ」に向けた取り組み、認知症施策の推進の4つを掲げています。このような動向を踏まえて計画の策定及びその推進を図ることとしています。

本計画については、介護保険法に基づく介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を複合し、介護保険・高齢者保健福祉に関する総合的な計画として位置づけています。計画期間については、平成30年度から平成32年度までの3カ年の計画期間となります。

第2章、市の現状と課題については、4ページから36ページまで掲載しています。各種統計資料をもとに、高齢者人口や世帯の推移、要介護・要支援認定者の推移、認知症高齢者の実態を抽出し、小金井市の現状を分析すると

ともに、昨年実施しました各種アンケート調査からの実態調査を行い、一定まとめています。

そのほか、介護保険事業の状況の整理をした上で、第6期の事業計画について4つの基本施策に関する評価を行いました。これらを踏まえ、第2章の終わりにまとめとしてお示しをしています。

高齢者の心身の健康維持と社会参加の必要性、医療と介護の連携や地域支援体制等による地域で自立し、在宅で暮らし続けるための仕組みづくり、住民主体の活動支援や居場所づくりの必要性、持続可能な介護保険制度の適正な運営等を踏まえ、生きがいのある充実した生活の支援、地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり、地域の支え合いの輪の拡充、介護保険事業の推進の4つの基本目標を掲げ、施策を展開することとしました。

第3章の計画の理念と目標については、37ページから41ページまで掲載しています。計画の理念については、本事業計画の継続性や、上位計画であります第4次小金井市基本構想後期基本計画並びに保健福祉総合計画との整合性等を図り、第6期事業計画と同様に、人間性の尊重、自立の確保、支え合う地域社会づくりの3つの基本理念としています。

視点については、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者の方がこれからも小金井に住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進と、介護保険制度をめぐる環境に対応し、制度の持続可能性を確保すべく介護保険制度の健全な運営の2つとして、各種施策を展開することとしています。

そのほか、日常生活圏域における視点も必要であることから、各圏域の特徴や地域課題、社会資源等を抽出し、一定お示しし、各種施策の展開につなげていくこととしています。

第4章の施策の展開については、42ページから71ページまで掲載しています。個別事業については、3つの目標、9つの基本施策にまとめています。42ページから45ページに施策の体系図を掲載し、46ページ以降に個別の事業を掲載しています。各事業の中において、より一層実効性のあるものとするべく、目標や指標が設定をできるものについては設定をしています。

第5章の介護保険事業の推進以降の内容については、現在調整中で、介護報酬の改定等、国の動向を踏まえながら、次回の策定委員会のほうに一定素

案をお示しし、ご協議いただく予定です。

説明につきましては、以上です。

(会長) では、まず、第1章の計画策定の背景と目的から第3章の計画の理念と目標までのところで、1から3章まででご意見等がございますでしょうか。おっしゃってください。どうぞ山極委員。

(山極委員) 山極ですが、目次なのですが、第6章の計画推進のところというのは、第1節と第2節が抜けているというか、ほかは第1節、第2節と書いてありますが、第6章だけ1節、2節というような表記がありませんけど、これはよろしいのでしょうか。目次です。第6章の計画の推進のところの1節と2節が抜けているかと思えますけど、それは抜けたままでよろしいのでしょうか。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。まだ現段階でちょっと調整中でございます。また章の項目については、まとまり次第お示ししていくような形で考えております。

以上です。

(会長) いかがでしょうか。どうぞ。

(高橋委員) 市民公募の高橋です。フォーマットのことに少し、何点かお話ししたいと思いますが、元号がもう変わることがわかっている中で、平成三十何年とかいうのが入っているので、行政の書類として、よくわからないのですが、西暦で統一とかしておいたほうが後から見返したときに変換しなくて済むかなと、元号と西暦を変換しなくてもいいのかなというのは強く感じました。

あと、数字が違うというところがありまして、39ページと40ページを見たところ、例えばみなみとかでも、高齢化率が22.8%と文章中には書いてありますが、40ページのみなみのところの高齢化率を見ると23.0%とか、何点かこの文章中のパーセンテージと図表のパーセンテージがずれているところがあるので、どちらが正しいのか、統一していただければありがたいなと思いました。

それと、もう1点ですけれども、やはり資料が非常にたくさんというか、文章もたくさんで、これだけの量を読み込まれる行政の方は本当に大変だろうと思いつつ読んでいたのですが、やはりもう少し文章をコンパクトにとい

うか、枝葉の部分は切り落として、幹の分だけとか、例えば38ページの第2節の1、真ん中辺に、「自然環境に恵まれ、利便性もよく暮らしやすく、活発な地域活動を背景に多くの高齢者の方がこれからも住み続けたいと考えています。」と、これは特になくても、結局、地元で暮らしていきたいということだけわかればいいのかなど。ちょっと文章が長いので、もう少しコンパクトにしていただけるとありがたいということがあります。

あと、わかりやすさ、見やすさで言えば、7ページのところで、平成29年、一番下の表ですけど、平成29年、これも平成の元号で書いてありますが、今のところをもっと太枠で囲っていただくとか、それ以降は予測なわけですね。そういうのが、表をぱっと見たときに今の時点というのがわかりやすいほうがいいかなと。

あと、31ページの一番下に、(3)の下から3行目のところに、「医療資源マップを作成し、」というようなことが書いてありますが、例えばここに写真とか、資料、こんなのですよというのを見せていただくとわかりやすいかなと思いました。

そういう読みやすい工夫をしていただけると、普通の市民であまり詳しくない人間が見たときに、見やすいかなと思います。

(会長) よろしいでしょうか。何点かありましたけれども、まず数字の問題はどうですか。要するに数字が地図と違っているということは、それは訂正するという形でよろしいでしょうか。あと、書き方の問題ですけど、ずっと僕が見ていると、そんなに長くないなという気はするので、多分、僕はいつも見ているから、もう見なれてきているから、市民の感覚とちょっと違うかもしれないので、ただ、もしもこの部分は要らないのではないか、先ほどの住みやすいとかありましたね。住みやすい理由について、僕はなるほどと思っていましたけど、必要があれば検討して、少しその文章については、委ねていただいてよろしいかと思います。この文章の内容になると、かなりそれぞれ意見が出て、なかなか收拾がつかなくなっちゃうから、こういう意見があったということで、修正したり、もしもよろしければ、皆さん方、文章のところで、これは必要じゃないかとか、そういうような疑問があればおっしゃってください。私自身は、そういうところに住みたいのだなという、その主観もあるから、ちょっと出していただきながら調整したいと思います。

あと、元号はどうか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。行政の文書は一応、元号を使用するというルールがあります。なので、他計画も含め現状、今つくっているものは皆同じになっていますけれども、ぎりぎりまで、情報がもし出るようであればそうしますけれども、なかなか難しいかなと思っています。

(会長) そういうルールでみんな書いていることは、確かに支障はありますけど、2つ書く場合もあります。2017年と書いて(平成29)年と書くのもある。ただ行政の1つの方針は、全体的にそういう方針で行っている。三鷹はどうでしたか。

(酒井委員) やっぱ元号が中心です。ただ、最近、併記しているのが多いですね。それとやはり誰かが元号と西暦を置きかえるね、結構厄介になるので。行政の文書のシステムはそうかもしれないけれども、これは基本的に市民、関係者に見てもらう資料ですから、そういう意味では西暦中心のほうがわかりやすいような気がします。介護保険はいつから始まったのとかないと、平成12年とかという、今度の元号は何だかわからないけれども、ここ十数年でぐちゃぐちゃになっちゃう、系列がわかりにくくなるから、そうすると、2000年から始まったという話でいくと、今、2017年だから、分かりやすい気がしますね。

(会長) 三鷹市は併記してないかもしれない。

(酒井委員) してないですね。

(会長) 併記というのものもあるけど、基本的な方針は内部で少し議論していただきたいと。僕たちは論文等を書くときには併記で書いたり、あと、民間の報告書は併記で書いたりしますけど、この慣習があるというので、そういう意見もあったということをとどめていただければよろしいのではないかと思います。ここだけ変えるというのはまたいろいろある。

あと、何でしたか。ちょっと待ってください。まだ何か回答するところがありますか。

(高橋委員) いいえ、大丈夫です。

(会長) いいですか。

(高橋委員) はい。

(会長) では、そういう形で。ほかにどうぞ。

(酒井委員) 先ほどの高橋委員のご発言ですけれども、概要書を多分事務局のほうではお作りになりますね、概要版。概要版とって骨格をきっちり書き込んで読みやすくコンパクトにしたやつを。そういうこともあるので、この本体自体はわりかし、やっぱり私は丁寧にしたほうがいいのかと思いますね。確かに膨大な量になっちゃいますけれども、概要版は必ず出ると思いますから、そんなふうになると思いますので、これはできれば細かく書いたほうがいいのかと思います。

(会長) ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(山極委員) 山極です。39ページの日常生活圏域での推進のところ、包括の圏域ごとでの特徴と地域課題を検証していますけど、軸となるというか、課題の部分では例えばどういう軸で評価していくのかとか、特徴としてはどういうところで評価していくのかというところがちょっとわかりにくいかなと。例えばここでは高齢化率とか、認知症のリスクとか、サロン、カフェの状況について書いていたり、それから、地域活動に参加したいとか、参加したくないとかという人の割合のところを言っていますけど、それについて触れている包括もあれば、触れていない包括もあったりして、各圏域にどういう特徴があるのかなというのがちょっと見にくいかなというのがあって、これはもうちょっと整理されて表現されたほうがいいのかと思いました。

(会長) この比較の基準を、つまり、相互に比較できるように見せてくださいというご意見だと思いますので、検討してください。よろしいですか。

あとはいかがでしょうか。

(酒井委員) 今の関連で、酒井ですが、第三者が読んだときに、日常生活圏域での推進という表現が入っていますけれども、これだけ見ると何を推進するのかというのがちょっとありますね。それで、地域包括ケアを推進ということですけど、ちょっと見出しも含めてご検討いただくといいのではないかと思います。

(会長) 具体的に確認ですけど、第3節の、30ページ、39ページ、この上で日常生活圏域での推進と書かれているけど、何をどう推進するのか、主体はどうなのかということも含めてちょっと見にくいところなので、キープポイントは地域包括ケアシステム、地域包括支援センターを軸にした4つの

圏域のシステムをつくるということで、そういう意味では地域包括ケアシステムが何なのかということをし少しそれがわかるようにしていただくのと、小地域ケア会議というのがざっと簡単に書いてあるけれども、そこを少し文章の中で整合性を持てるように、ここだけで突然出てくるというのは難しいという意味ですか、酒井委員、具体的に言えば。

(酒井委員) そうです。

(会長) そこについては、ちょっと書き方を直していただけると。

ほかいかがでしょうか。どうぞ亙理委員。

(亙理委員) 亙理です。ちょっと余談になるかと思いますが、2ページの地域共生社会の実現というところで、今、東京都の社会福祉協議会の研修として「我が事・丸ごと」を非常に大きく取り上げておりました、この間の研修でも、講師の方が介護保険以来の改革だと言ってもいいというようにおっしゃっていらして、社会福祉協議会としましては、大きなうねりとなっているかなと私は受けとめております。

今までお年寄りの居場所であるとか、子供たちの居場所であるとか、そういうふうに言っていたのを全部捉えて、1つ大きな居場所づくりが盛んになっておりました、例えば国立市では、かるたづくりに励んだとか、そのような形で地域づくりを捉えて、居場所づくりも変わってきていくのかなと捉えております。とにかく「我が事・丸ごと」ということを言う方がとても増えてきたと感じています。余談です。すみません。

(会長) ありがとうございます。そこの記述は2ページに。

(亙理委員) はい、ここにあります。

(会長) あるところですね。あと、これが具体的に介護保険でどのように実施されているのかということは、各事業のところ若干追加して書くことが必要になれば書くということよろしいでしょうか。

(亙理委員) はい。

(会長) ほかいかがでしょうか。どうぞ清水委員。

(清水委員) 清水です。45ページに、このところの施策の中で、行政による見守り支援、上から3番目、出ていますね。その右のほうに、個別事業・取り組みと書いてありますが、消費生活に関連して、電話で来る問題点があるありますね。振り込め詐欺をはじめとして、今それを電話に関して録音

する装置があるということで、それを施策の見守りの中で希望者にはお渡しするとか、貸与するとか、そういう施策が取り組めるものかどうか。あるいはこのほかに計画再掲と書いてありますから、それに入っているのかどうか、それがちょっと知りたいなと思いました。

(会長) 一応それは次の4章のときにします。1章から3章まで今は議論していますので。

(清水委員) すいません。

(会長) 1章から3章でどうですか。この内容でよろしいですか。どうぞ。

(高橋委員) 高橋です。10ページですけれども、第2節のアンケート調査からというところの1の(1)の就労支援というところですが、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、仕事をしている高齢者は」となっていますが、この高齢者は、何歳が17.5%なのかということを知りたいと思いました。

そのところの下から2番目ですけれども、「自分の知識や技能をいかす仕事であれば働いても良いと考える方が53.1%」、これは、私、いろいろと計算してみました、どうも51.3%になりません。働いてもよいということなのか、収入が少なくてもよいと考えている方なのか、ちょっとこの数字がどうなっているのかお尋ねします。

それと、図表7ですが、一番幅をきかせているのが40.0の「仕事をする意思がないので、働いていない」、これは、やはり何歳ぐらいの方がこう思われているのか。65歳ぐらいの若い方が思っているのか、もうほとんど高齢の方が思っていらっしゃるのか、これもちょっと年齢的なものがよくわからない。

図表8のところ、15.7%というところが「自分の知識や技能をいかして、収入の多い仕事をしたい」と書いてありますね。この収入の多い仕事をしたいというのは、やはり何歳ぐらいの方が思っていらっしゃるのか。そのあとの方は、収入が少なくてもいいというところがかなりたくさんいらっしゃっていて、これの53.1%はどこからどこの方だろうというのがちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。

(会長) 年齢は。まず年齢から、調査の関係です。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。調査の関係の高齢者の方の年齢の分けというところですが、こちらの調査につきましては、一応65歳以上の方に対して調査をしているという形のみになっておりまして、より

細かい分けの分析まではできないというような形でございます。

それから、53.1%の件につきましては、図表8のまず一番左にございます「自分の知識や技能をいかして、収入の多い仕事をしたい」15.7%、それから、「自分の知識や技能をいかした仕事ができれば、収入は少なくともよい」の34.6%、「自分の知識や技能をいかした活動ができれば、収入はなくてもよい」2.8%で、この数字を足してあげると53.1という形になります。

以上でございます。

(会長) その53.1という若干根拠を示されたほうがいいかね。要するに例えば①と書いて、1、2、3とずっと書いて、1と2と3を合計するところだとか、一々文章を出さなくても、そうしたほうが今みたいな質問は出ないと思いますね。

あと、高齢者はそういう年齢で、就労調査とか、そういうところだと構成をかなり細かく見ますけど、これは介護保険の調査として、どのぐらい意向があるのかという、ざっくりとした調査だと思いますので、年齢区分をあえてしてないにご理解いただいたらよろしいかと思います。

(高橋委員) やはり高齢者にも、元気な方は就労ということの意図があるのかなと思ったので、やはりどれぐらいの年齢の方が仕事をする意思がないので働いていないとか、もっと収入の多い仕事がしたいと思っているのかというところあたりは、スポットでどれぐらいの年齢の方がというのを入れたほうがいいのかと思ったのですが。

(会長) 今回とはれないでしょう、その数字は。だから、違う社会参加とか、就労に関する意向調査があれば、その部分は細かく見ますけど、今回、該当しなかったと、そういうことだと思います。いいですか。

あといかがでしょうか。よろしければ、では4章ですね。そこをもう一度、清水委員に関係するところですので、先ほどの場所を確認させていただけますか。最近出てきている留守電というか、すぐとらないで、録音できてというようなことの導入とか、そういう議論でしたでしょうか。

(清水委員) ベルが鳴って電話をとると、この通話の音声を録音します。というような装置があるらしいのです。

(会長) ありますね。

(清水委員) それはどちらの担当なのかちょっとわからないですけども、こ

の見守りの中に入るかどうかはわかりませんが、その辺はどうでしょうか。

(会長) どうぞ。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。今おっしゃった消費生活、消費者被害について、70ページの事業番号64番です。権利擁護の推進の中に、消費者被害の防止の促進ということで、経済課に消費生活相談室というものがありますけれども、そちらのほうでご相談があった場合には電話を貸与する制度をご紹介するようにしていますので、この中に包括的に含まれているとご理解いただければと思います。直接は、たしか東京都が市のほうに電話機を貸与するという形です。

(会長) 今のあれは、電話をとれば自動的に留守電というか、留守電というよりも録音しますとかいうようなことの警報が相手にいって、そうすると、話せる人、知り合いはしゃべるけど、そうじゃない人、振り込み詐欺の人等は切っちゃうと。だから、だまされる前にコンタクトを防ぐという仕組みを今おっしゃったのですね。

(介護福祉課長) 現状は、東京都のほうから市に割り当てがありまして、それをご紹介しています。

(会長) そうですか。何台か割り当てがある。

(介護福祉課長) あります。

(会長) 市が借りて、貸し出しするということはあるということだそうです。

(清水委員) わかりました。ありがとうございました。

(会長) ほかいかがでしょうか。医師会の関係で何かありますか、計画のところ、健康づくり、介護予防もありましたし、在宅医療と介護の連携の推進とかありますけど、何かご意見とかは。

(齋藤委員) 大体網羅されていたかと。

(酒井委員) よろしいですか。

(会長) どうぞ。

(酒井委員) 酒井ですが、ちょっと二、三点ありますけれども、1つは、50ページの介護予防・重度化防止の推進のところ、ここに黒四角で2点ありますが、それで、19と20は一応目標と指標が入っていますね。それで、18は入っているような入っていないような、適切なケアマネジメントの確認1回というだけで、むしろその上の介護予防・生活支援サービスで、これが28年

の10月から実施している総合事業の中身をあらわして、非常に重要な状況のところですので、ここについて、これは、今まで例えば認定ヘルパーさんをどうやっているかとか、デイサービスサブスタッフについて、教育事業所とか、養成講座の参加者が何人いらっしゃるのか、そういうことも過去の専門委員会で議論というか、報告を受けていますけれども、それらを含めて、これこそちょっと数字的な目標といいますか、指標といいますか、そういったものを出すべきではないかと思うのですが、それはいかがですか、まず。

(会長) これは素案ですが、これは、この第5章でとか、実際、介護保険の事業計画の中で数値目標は上げてくると思うから、ここの段階では考え方というのを明記しているということになるから、あまり目標を出すとこれから調整に差しさわるだろうということですね。

(酒井委員) そういう理解でいいですか。

(会長) はい。この素案は基本的に考え方とか、進めることとか、仕組みとかを明確にして、それについて、幾つどうするかという議論が出てくるということになりますね。計画数値、そういうことだと思います。

今、大体他の行政も枠組みとかご説明することをめざして、そこで了解を得られたら数値化していくという作業が別途あって、予算との議論もございまして、どれくらい活用されたかとか、それがどういう課題なのかということも含まれ、多分、議会の厚生文教委員会にも絡んでくるのではないですか、その数値には。だから、そこら辺はより具体化してもらったほうがいいと思います。

(酒井委員) あと、もう1点いいですか。

(会長) どうぞ。

(酒井委員) 64ページの生活支援体制整備の推進の項目と、その前後にいろいろかかるところですけども、ここにかかっています生活支援体制整備の協議体の第1層・第2層というのは今まであまり議論されてない、これは国が中心ですね。それで、1層というのが基礎自治体の全体でやる全体会議というようなもので、2層というのが小金井の場合だったら、4つの日常生活圏域の中で住民主体の、いわば協議体をつくるということですね、まず理解としては。よろしいですね。

それで、そういうことであれば、例えばこの前のほうでも、小地域会議と

か、いろいろ言葉が出てきていて、それらとの関連性、日常生活圏域でのどういう人がどのように参加をして、どういうことを議論していった実践していくのかというところが、ばらばらと書かれている部分もあるのですが、トータルできちんとイメージできない。さっきの山極委員の4つの圏域の関係についてあれも情報で出してあるけれども、それが一体どうなのかみたいなどころがあるので、ちょっとそこら辺も非常に大事なところで、協議体というのは運営しているのですか。

(高齢福祉担当課長) はい。27年度から生活支援協議体を設置して様々議論しています。

(酒井委員) じゃ、実際にいろんな方が参加して。

(高齢福祉担当課長) はい。

(酒井委員) 読む限りそれがあまり見えてこないのです。それとの関連では、次のページだったかな、地域福祉ネットワークという表現がありましたね。高齢者地域福祉ネットワーク、これは、民生委員さんが家庭訪問して情報を集めて行政に提供するということですがけれども、これは1つの言葉の問題ではありませんけれども、今言った地域協議体で行われている形、第1層と第2層の協議体も含めて、それらがまさに高齢者の地域福祉ネットワークを示しているのかなと。そうすると、68ページに書かれている59の表現は、以前から小金井市さんはこういう表現をしているのかもしれないけれども、ちょっとその辺の表現の問題としてどうなのかなと。地域福祉ネットワークにこの59番の中身を、ここに書いてある具体的な内容がふさわしいのかと見ると、ちょっといかなものかなと私なんかは思いますけれども、どうでしょうか見解は。

(会長) 地域福祉ネットワーク事業云々というのは、これは地域福祉課、他の分野との組み立ての概念でしたかね。それがこういった地域包括というケアシステムの議論とか、そことちょっと整合性がとれないかもしれないので、1つは、これはこれとして、文言をちょっとチェックして、それぞれの他計画から来ているならば合わせておかないと、今みたいな質問が出ますから。

あと、第1層・第2層とか、地域包括ケアの考え方を図にしておいたほうがいいと思うね。

(酒井委員) 例えば、どこかの圏域を1つのモデルにして、どういう団体、

個人が集まって協議体を形成して、それこそ、概要をちょっと図でもいいですけれども、示していただいたほうがいいのではないですか。

(会長) 1つは、2008年の新しい地域福祉の進め方の議論の中で出ていて、パッケージみたいな図を使うか、地域ケア会議等々で出てくる介護保険から出てきた図とかを使うか、そこら辺をちょっと幾つか見て、そこで使いやすい、正式に使って得ている、そういうもの等を見やすいように、工夫していただくと。どうですか。よろしいですか。では、それも。どうぞ。

(平野委員) 64ページの事業名52で、「各参加事業所」という表現がありますけれども、これはどういった意味か教えてください。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。52番の「各参加事業所」というところですね。これにつきましては、1行目で認定サブスタッフ養成事業を実施して云々ございますけれども、このサブスタッフ養成事業を実施していただけるということで手を挙げていただいた事業所さんの意味ということになります。ですので、手を挙げていただいた事業所に元気な高齢者の方を配置することをめざすという意味でございます。

(会長) それをちょっと追加しておいたほうがね。どうぞ。

(平野委員) じゃ、一番下の「目標・指標」と書いてあるところですけども、どのぐらいの参加事業所があるかという予測は立てておられるのでしょうか。

(高齢福祉担当課長) 今現在、5つの事業所にご参加をいただいています。私どもといたしましては、手を挙げていただける事業所さんを増やしていきたいという考えは持っております。サブスタッフとしてご参加いただける元気な高齢者の方、こういった方々がまず増えないことには、事業所が増えても、この事業が成り立たないということがございますので、手を挙げていただいた事業所に5名以上のサブスタッフとしての参加者を目標としてやっていきたいと考えています。

(会長) いかがですか。どうぞ。

(平野委員) そうしましたら、その養成をしなくちゃいけないわけですね。決まった段階で、例えば今5カ所とおっしゃいましたけれども、5名以上配置となりますと25名の方を養成しなくちゃいけない。その手を挙げた方、事業所に対して事後で養成するのか、それとも事前にもう養成しておくのか、

その辺はいかがでしょうか。

（高齢福祉担当課長）この養成事業につきましては、参加を希望される高齢者の方と養成事業を行いますということで手を挙げていただいている事業所さんの需給のバランスみたいなものが必要になってくるのかなと思ってまして、うちの今やっているやり方としては、まずはそういった養成事業に参加をしていただけるような元気な高齢者の方、こういった方のニーズですとか、参加をしたいという方がどれだけいらっしゃるのかということ由市報やホームページを通じて募りまして、その状況を見ながら事業所さんのほうに打診をしていくというようなやり方で行っています。

（会長）基本的にこれは1つの数値目標と、目標なのでしょう。そして、何人が来て、そして、また実際受けてくださったけど、実際活動するかしないかは本人の問題で、いや、こんなことはしたくない、家族のためにやっている、今までヘルパーの研修と同じように家族のためにやっている。受けたら必ずやらなくちゃいけないという拘束はない。だから、本人がそれだったらやりましょうと、各事業所のところに配置されてやりましょうというようなことを調整するところで、どのような方が参加するかによって違ってきますので、そういう意味では、一応の目標として、各参加事業をやってくださる、受け入れますといったところの5団体があるなら、5団体には5人ずつ配置できるように努力したいというようなことだと思います。

なお、各参加事業所という言葉がちょっと唐突に見えるということであるならば、そこら辺はちょっと書き方で工夫したほうが良いと思います。ちなみに、いろいろ現状を見ていくと、なかなか配置がうまくいっていないところの多い自治体が多いですね。ですから、手を挙げてくれるところはいいので、くれないところも結構多くて、やっぱりこれだけ手間がかかるし、それだったらケアをやったほうが単価がいいとか、要介護の方をやったほうが良いとか、そういう意見もいろいろあって、これは試行錯誤のプロジェクトだと理解しています。ただ、決定的にヘルパーさんの人数が少ないと。何人かはそういう形で参加できる人を募ろうという趣旨もありますので、そういう意味での事業だと理解していただいたほうが良いと思います。その方を頼めば単価が安くて、費用も安いのだろうか、そんなこともちょっとないのですね。やられる方も一定の補償をしなくちゃいけない、丸々安いわけにいかない

いということも制度上難しさもあるところで、それだったら通常のヘルパーさんの活用がいいという人もいらっしゃるでしょうし、そこは試行錯誤とご理解いただいでよろしいかと思ひます。

(平野委員) 了解しました。

(会長) ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(齋藤委員) 齋藤です。認知症のところ、よく読んでなかったの、読んで気がついたことをお話しします。59ページの②番、36、まずは。「認知症の人とその家族を支援するため、認知症に関わる相談窓口のさらなる周知」、相談窓口はどこにあるのでしょうか。包括支援センターのことを指しているのでしょうか。

それから、37番の認知症連携会議の充実というのがありますが、この表現がちょっと。「医師会による小金井市認知症連携の会、市、認知症疾患医療センター等で構成」ということは、新しい会をつくるということでしょうか。それとも医師会の場所をお貸ししてやっている小金井市認知症連携の会を充実させるという意味でしょうか。

それから、38番、「認知症の早期診断・早期対応のために、認知症地域支援推進員、訪問担当医によるチーム」と書いてありますけど、訪問担当医にはれっきとした名前がありまして、認知症サポート医という、これがグループにないと初期集中支援事業は成立しないということになっていて、医師会では一生懸命、みんなになるように言って、3年前には誰もいなかったのが今は8人ぐらいいますので、その辺の努力を認めていただいて、認知症サポート医の名称を入れていただければと思ひました。

(会長) いかがですか。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。ただいま認知症の施策の関係のご質問をいただいでおります。まず36番の相談窓口の関係でございますが、これにつきましては、地域包括支援センター、一部の医療機関などを含めての窓口ということで想定しておりますので、地域包括支援センターだけではないということです。

あと、37番につきましては、認知症連携会議や認知症施策推進会議等、現状行っている会議の充実、発展ということでございます。

(齋藤委員) そうしたら、ちょっと表現を変えたほうがいいかなと。「医師会

による」というのは省いて、「医師会、市、認知症疾患医療センターなどで構成する小金井市認知症連携会議を充実させる」みたいな感じでよろしいかと思えます。

(会長) つまり、それは医師会によるというのはみそだから、大事なところなので、「そこで構成される、医師会による認知症」と。医師会はこれだけ貢献していらっしゃるの、その部分は載せてさしあげてはいかがですか。こっちを前に出して、「構成される医師会による」云々とか、そこはちょっと文章を直していただいてください。

(高齢福祉担当課長) はい。

(齋藤委員) ありがとうございます。

(高齢福祉担当課長) あと、38番の訪問担当医のところは、ご指摘ありましたようにサポート医という形で直させていただきたいと思えます。

(齋藤委員) お願いします。あと、相談窓口は何か具体的にいろいろ書いておいたほうがいいかなと思ったのですが。

(会長) これはどこかで相談窓口と書いてあるところがありましたか。なければ、例えば上のほうで、相談窓口を充実させるといったときに、例示を出して、そして、今おっしゃった、かなり多様なのでしょうか、保健所もあるし、そして、市の部分のものがあるし、地域包括センターで行っている、そのようなものですかね。だから、そういうようなことをもう少し具体的に書いたほうがよろしいですね、上のほうに。それでさらなる充実というように書き直したほうがいいでしょうね。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(山極委員) 山極です。59ページ目の認知症のケア・医療の充実のところ、36番の認知症の相談・支援体制の充実で出ているのは、この発信機の貸与ということですが、それは、69ページ目の63番の見守り支援の協力体制につながるころだと思いますけれども、発信機の対応というのは、非常に具体的な目標としてわかりやすくいいと思いますが、何分、認知症の徘徊者の数的なものですとか、発信機の限界というのものではないかなと感じておりました、今、北東圏域では、生活支援コーディネーターが中心となっけやき通り商店会とみんなの安心・ささえ愛ネットというネットを立ち上げて、この見守りをどうしようかという話をしておりまして、社団法人のセーフテ

インターネットページというところが開発した見守りのアプリがありまして、それは無料でダウンロードして、それを登録しますと、誰かいなくなったというときに、それが端末に発信されて、見つけると見つかりましたというふうなことで、今まで協力してくれた人たちのアプリ、端末から情報も全部消え去って、個人情報を守られた形で徘徊高齢者の探索ができるというシステムがあるということで、北東圏域では、そういったアプリを広めていこうというふうなことを今進めていますね。

これは小金井市の議会のほうでも取り上げていただいたかと思いますが、おおむね賛同を得られたということも伺っておりますが、そうしたプロジェクトのシステムを例えば活用する、あるいは推進するということをこういったところにタイムリーに入れ込むことというのはできないのでしょうか。

(会長) そういう提案ですね。提案に対してはどうしますか、行政のほうの判断は。

(高齢福祉担当課長) 今、山極委員のほうから、地域の中でそういったご意見があるというようなことをおっしゃっていただきまして、我々のほうも存じているところでございます。やはり地域包括ケアを推進していく中で、今おっしゃっていただいたような地域の中でのそういった取り組みは非常に大切であると思っています。職員も地域の中に入って一緒に議論をさせていただいているということもございます。また、今現在、認知症と徘徊防止といったところで、発信機の貸与は行っているところでございますので、そういったものとの比較ですとか、他市の取り組み等について、研究はしていきたいと思っております。ここに明確に記載というわけにはなかなかいかないと思いますが、そういった活動をされているということは、こちらで十分認識をしておりますので、検討材料としていきたいと考えております。

(会長) いわゆる検討の1つとしては捉えたということですね。ただ、そこを使ってほかをどうするか、いろいろ資源と情報等が必要だと思うので、今回は、これを入れるか入れないかは即答できないと。むしろ入れない方向で考えたいと。事業計画が出ていったときに、それが最も有力だという議論であればまた改めて復活するかもしれないでしょうけど、その検討の中の材料のあくまで1つだということでご理解いただけますか。

(山極委員) はい。他の市区町村で先行的にやっているところがあり、社団

法人の説明を受け、行政として別に特に予算が大きく必要なものではなくて、その専用アプリを無料でダウンロードすることによって、目を増やすという点では非常に有効で、多くの方、市が推奨することで、推進しますという声が非常に大きく有効に働くのかなという期待がありまして発言させていただきました。まだ時期ではないということでしたら結構ですけれども、69ページの63のところ、今後、見守りの支援の協力体制を検討しますという中ではしっかり進めていただきたいなと思っております。

(酒井委員) もう既に地域で試験的にやろうとされているということであれば、こういうシステムを含めて検討しますとか、そういうのは入れておいたほうが全然問題ないような気がしますけれども、載せないとそのまんま広がらないということも出てくるので、特に今、認知症の問題というのは大きいので。徘徊探知機は本当に数十件なので、地域でどうのこうのというときに、あんまりつながらないですね。

(山極委員) 徘徊探知機自体を高齢者がつけてくれなければ、それから、なくしちゃうとかという問題がありまして、その有効性はどれほどかということと、また予算として、これは相当のお金がつくと思いますけど、それだと結構限界があるのではないかというふうな印象がありまして、それでしたら、そういった社団法人がやっているものですが、特別費用的にかかるものではないですし、いろんな団体、それは民間も含めてやっているというふうに私も説明を受けて聞いておりますけれども、そういったものをいち早く小金井においても推進しますというふうなぐらいの目標というか、言葉で表現されたら、またそういう活動、見守りの活動についても勢いづくのではないかなという期待があります。議会のほうでも取り上げていただけたということなども聞いておりますので、載せられたら計画としてはなお良いのかなというところでの意見でした。

(会長) ありがとうございます。多分そこに対する全体的な検討がまだないから、ここを載せることで正当性を担保できるかという不安があることはあるかもしれません。ですから、今のご意見を踏まえてご検討いただくということ、もしくは地域の実践を地域で検証してとか、そういうような文言も何かここに入れるなどするというにしたらどうでしょうか。もう一度名称を。

(山極委員) みまもりあいプロジェクトというもので、その専用ソフトという言い方しかなくて、特にソフト自体に名前をどうこうというのは聞いておりません。社団法人のセーフティネットリンクージというところです。みまもりあいプロジェクトというふうに検索すればすぐ出ますので、皆さんも一度見ていただけたら、その機能が非常に有効であるという認識を持っていただけるのではないかなと感じておりますけれども、そういったものを具体的に始めたほうが、こういうのはなるべくいいと思うものは早く始めたほうが私はいいと思いますので、提案したところです。

(会長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(清水委員) 認知症の実際の例がありましたけれども、先日、日曜日の日にご近所の方が徘徊しているけれども、どうしたらいいでしょうかということで、私のところに来られました。日曜日ですから、包括支援センターに電話をかけても通じない。結局のところ、自宅の中に入って何かそれなりに連絡先があればと思いましたが、自分はやっぱり入っちゃったらまずいなと思って、また入らないほうがいいですよということで、結局、結論は小金井公園の警察の派出所へ行って、徘徊されている実態がありますのでちょっとお願いできませんでしょうかということで対応していただきました。ですから、一般の市民にとってみれば、あの人は認知症で徘徊しているな、夜中にとまって親切に連絡してくれたのはいいのですが、我々市民にとっての連絡方法、こういう書面では包括支援センターに電話しなさいとか、病院に電話しなさいとかいう話ですけども、自宅へも入れないとなると、やっぱり警察が頼りなのかなということでお願いしました。そういった経緯もありますので、やっぱり市民の方がわかるような、土・日でも深夜でも連絡のとれる体制というものが私は必要でないかなという感じがしました。

以上です。

(会長) 具体的にどう対応なさっていますか。誰になりますか、土・日の通報等は。

(高齢福祉担当課長) 地域包括支援センターは、土曜日はやっていますが、日曜日がお休み。当然夜間ですとか、平日でもそういった対応は必要になってくるところはございます。今、委員おっしゃられたように、現状、包括等がやっていないときは警察のほうにお願いをしてというようなことで、

翌日などに警察のほうから包括、あるいは市のほうにご連絡をいただいて、こういった方が出たのでというような情報提供を受ける流れになっています。確かに夜間あるいは休日の対応については一定検討の余地があるのかなと、課題の1つとは認識をしているところです。

(会長) それについては、地域福祉計画の議論の中でどうしているか、ちょっと確認してください。特に民生委員の忙しいのは年末年始で、要するに職員がいないときだとかいうような話があって、大分それを改善して、どこかでそれを受ける仕組みをつくろうじゃないかというようなことも出されているところもあるわけで、何も高齢だけじゃなくても、民生委員の見守りはこれだけじゃなくても、救急車で運ばれそうなときに民生委員は乗らなくちゃいけないのかとか、いろいろありますね。そういうときに、それをどう対応するかということは全体の議論になるので、どうぞそこをちょっと詰めて、地域福祉計画のその中で今みたいな議論も1つとして取り扱ったほうがいいのかもしれない。また、地域包括において当番制でやるとかいう議論ならば、それはそれでまた別の議論になりますし、それはなかなか難しいでしょう。

以前、介護支援センターが設立したときに、24時間事業をどうするかという議論でなかなか難しかった。当然、予算をつけてゼロは無理ですよ。緊急通報システムを老人ホームが受けて、例えば東京の老人ホームとかが受けて、そこは夜間の人がいるから、そこで対応するとか、いろんな仕組みが今までありましたね。たしか24時間やろうじゃないか、夜間やろうと東京弘済園がそう言ったときには、一定のお金とか、何かつけたところもございました。

(酒井委員) ただ24時間施設が地域包括とかというよりも、地域包括が併設している24時間施設があるかどうかとか、特養とか。そうすると、24時間施設なので、そこには誰かしら夜中でも職員さんがいるわけですね。その職員さんが例えば電話対応でもいいわけで、どこかから問い合わせがあったとき、どうしたらいいかという形で。そういう意味では24時間施設と関連づける連携すると。一定のお金を行政が払うことにしていますけれども、要するに専任の職員を置く必要はないわけで、特養だったら最低限、数人はいらっしやるわけで、そういうふうに思います。

(会長) そういう歴史がありまして、在宅介護支援センター、1990年に出て、

えらい苦勞しながら10年間、生き抜きましたので、そういう実績があつて、試行錯誤して、権限もない中、えらい苦勞した時代でしたね。医師会とかみんながバックアップしました。それで何とか運営していたという経験をしていました。そこら辺は参考にさせていただきながら、それは1つの経験知としてご検討ください。よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(斎藤委員) いいのかなと思って、ちょっと逡巡しておりましたが、介護保険の持続可能性というか、これから介護するほうの人材がどんどん減っていきますね。その育成、あるいはレベルアップについての記載がちょっとないように思ったのですが、あるのでしょうか。

(会長) どうぞ。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。なかなか人材の確保、育成というのは、市町村レベルだけでというのは非常に難しい部分と考えておまして、国レベル、東京都レベルでの取り組みに期待したいところですが、市町村でできることに関してですが、第5章のほうで若干触れていく予定としています。

(会長) ありがとうございます。5章のどこら辺に触れますか。

(介護保険係長) 介護保険係長です。5章の5節、6節、この辺で若干触れてみたいと考えています。

(会長) ありがとうございます。東京都福祉人材センターが設立されていますね。千代田区飯田橋に本部があり、もう一つ、多摩支所として立川でやられているので、そことの連携をどうするかとか、福祉人材全般の人材養成の部分が出てきています。

あと、区レベルでいくと財政規模が強いから、高いから、練馬区なんかは人材センターを設けている。それはもう財政的にあるからであって、それぞれのところではなかなか難しい。武蔵野市は何とかしてもらおうとしているけど、それはそれぞれの事情があるので、どう連携するかを少し具体的に書かれたほうがよろしいと思います。また、福祉人材、働いている人を少しバックアップする、内部でできる研修とか、また、少し勉強できるようにする補助を多分東京都はつけているので、そことの整合性を図ってください。もうすぐ東京都の事業計画は日の目を見erと思います。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(高橋委員) 高橋です。43ページのところですが、一番上に、充実、推進、実施、検討、継続と、なるほどいろいろ考えていらっしゃると思うと、言葉の言い方を工夫していらっしゃると思いますが、第7期事業計画で新しく始める事業というのが3番目の実施で、その下の検討が第7期事業計画で事業の検討を始めるものと、これは新しくやるものなのかなと思いますが、例えばこれを網かけにして、これはニューとかよくありますね、これは新しい、新みたいな。そういうので差別化というか、字面で書かれていると、どれが新しく、新規事業なのかというのがよくわからないので、網かけするなり、内容の中でも、これはちょっと新しく力を入れていくものだよということがわかったほうがいいのかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

(会長) 網かけするかどうかはちょっとまた検討させていただくけど、充実、推進、実施、検討、継続という形でしたことで、特にメリハリは何かというところを理解したいですね。ここがとにかく重点課題だとか、最重点課題をどこかで出したほうがいいね。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。今回の第7期の重点部分に関しては星印で、これを進めていくことによって地域の通いの場づくりにつなげていきたいというところを明示したために、ニューを落としてしまって申しわけございません。この取組を充実し、地域の通いの場を増やしていきたいというものに星印をつけました。

(会長) じゃ、その星印がどこからどこまでかわからないので、要するに線を引くとか、ちょっとわかりやすくするというので、それでお答えになっていると思いますので、よろしく願いします。ほかいかがでしょうか。

これでよろしければ、4章の検討は済ませていただいたと。今回の協議を踏まえて、調整及び用語の整理とか、他計画の整合性を図らなくちゃいけないことが幾つか出てきていますから、調整後公表する。そして、本計画について市民の意見募集をするということで進めることになりましたが、とりあえず、これは一応たたき台として提示すると。公表してパブリックコメント、市民の皆さんに意見を求めるということで、よろしいですか。

よろしいですね。では、これを了承するというににして、計画に対する市民からの意見については、今後、策定委員会において協議の上、再度計画

(案)の調整を行うということですが、タイムスケジュールはどこかに出ていなかったですか。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。それでは、資料3をご覧ください。スケジュールの関係でございます。記載のとおり、平成29年度の事業計画の策定に関するこれまでの委員会の開催状況と今後について、大まかなスケジュールをお示しさせていただいております。

本日、11月2日の会議におきまして、先ほどご了承いただきまして、所要の調整をさせていただきました上で、11月24日から1カ月間、計画に関する市民意見募集、いわゆるパブリックコメントを行う予定でございます。また、それにあわせまして、11月25日と11月28日に市民説明会を行う予定でございます。以降、介護保険に関する報酬改定と国の動向を見ながら、現在予定しているところでは11月30日、それから、12月15日に計画策定に関する専門委員会を予定しておりまして、そちらで介護保険事業に関する計画につきまして、ご協議いただき、一定まとめていく予定でございます。年が明けまして2月ごろにパブリックコメントの結果等を踏まえまして、計画を決定していく予定でございます。

ご多忙の中、恐縮でございますが、限られた期間の中でご議論いただくこととなりますが、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

(福祉保健部長) 佐久間でございます。長時間、ありがとうございました。皆さんからいただきましたご意見を踏まえまして、現在の計画を修正するというので、まず実効性のある計画にするためには、市民の方々にわかりやすいということを非常に大事に思っていますので、きょうお出しいただきました意見につきましては、私どもも、わかりやすくするための材料だと考えておりますので、それを踏まえて計画を修正し、パブリックコメントを行って、その結果、また調整させていただきながら、最終的な計画をつくるという形になってまいりますので、本日だけではなく、今後とも皆様のご協力がなければできないことですので、引き続きよろしく願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(会長) では、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 15時30分